

令和 6年 1月12日

和光市議会議長 富澤 啓二 様

和光市議会議員政治倫理審査会
会長 吉田 武司 印

和光市議会議員政治倫理調査結果報告書

令和5年6月21日付けで調査請求のあった件について、下記のとおり調査結果を報告します。

記

1 請求内容

(1) 違反の疑いがあると認められる者の氏名

令和5年4月和光市一般議会選挙前の和光市議会議員17名

安保 友博、待鳥 美光、菅原 満、熊谷 二郎、富澤 啓二、金井 伸夫、
松永 靖恵、富澤 勝広、齊藤 克己、内山 恵子、鳥飼 雅司、猪原 陽輔、
伊藤 妙子、赤松 祐造、萩原 圭一、齊藤 誠、小嶋 智子

(2) 違反する疑いがあると認められる倫理基準

和光市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条第1項第1号

(3) 違反の内容

ア 元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会の秘密会（以下「本秘密会」という。）での証言内容を松本武洋前和光市長（以下「松本前市長」という。）に漏洩した疑い

イ 待鳥美光議員（以下「待鳥議員」という。）が「百条委員会の中で、会議録は非公開の部分ではと思います。」と請求者に伝えたこと

2 調査結果

ア 和光市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、1（1）のうち、安保友博、待鳥美光、菅原満、富澤啓二、松永靖恵、内山恵子、鳥飼雅司、伊藤妙子、赤松祐造、萩原圭一及び小嶋智子（以下まとめて「現職議員ら」という。）が本秘密会での証言内容を松本前市長に漏洩した事実及び漏洩したと疑わせる事実を認定で

きず、条例第3条第1項第1号の「その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為」に該当する行為はなかったと判断した。

なお、1（1）のうち、熊谷二郎、金井伸夫、富澤勝広、齊藤克己、猪原陽輔及び齊藤誠（以下まとめて「元議員ら」という。）は、既に和光市議会議員でないことから、条例第9条第1項に基づく調査の対象外である。

イ 審査会は、待鳥議員が「百条委員会の中で、会議録は非公開の部分ではと思います。」と請求者に伝えたことについては、事実を認定したことに加え、条例第3条第1項第1号の「その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為」に該当すると判断した。